

長門市監査公表第3号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年3月7日

長門市監査委員 岡村節子

長門市監査委員 重廣正美

目 次

I 監査の概要

第1	監査のテーマ-----	1
第2	監査の趣旨-----	1
第3	監査の期間-----	1
第4	監査の対象部署-----	1
第5	監査の着眼点-----	1
第6	監査の方法-----	2

II 監査の結果

第1	備蓄の概要-----	3
第2	監査の結果-----	5

III 監査意見

第1	個別意見-----	13
第2	総括意見-----	16

(注) 文中及び各表中の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理している。

I 監査の概要

第1 監査のテーマ

災害用備蓄品の整備及び管理状況について

第2 監査の趣旨

近年、全国各地で地震や集中豪雨等の自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしており、災害の脅威と防災の重要性を改めて認識するところである。本市においては、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、「長門市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）を策定している。

災害に対しては、日頃からの備えが必要であり、大規模災害等が発生した場合に備えて、食料や生活必需品などを確保しておくことは重要である。本市においては、公的備蓄物資のうち被災者に供給し又は避難生活に必要な物資（以下「備蓄品」という。）の整備は、「長門市災害備蓄計画」（以下「備蓄計画」という。）に基づき進められている。

そこで、備蓄品の整備や管理状況について、本市の実態を調査、検証することにより、本市の防災行政の効果的かつ効率的な運用に資することを目的とする。

第3 監査の期間

令和6年2月22日から令和7年3月6日まで

第4 監査の対象部署

- 1 対象部署：防災危機管理課、地域福祉課、
備蓄品の管理に関する事務を行っている各支所・各出張所
- 2 対象範囲：現地調査日現在の備蓄品の整備及び管理に関する事務

第5 監査の着眼点

- 1 備蓄計画に沿って備蓄品が確保されているか。
- 2 台帳等の整備及び数量の管理(台帳との整合性)は適正に行われているか。
- 3 備蓄品の機能、品質は確保されているか。
- 4 配置場所は適切か。
- 5 配置場所での保管状況は適切か。

第6 監査の方法

備蓄品の整備及び管理に関する調査票や関係書類の提出を求め、監査の着眼点に基づき書類の調査や職員への聞き取りを行うとともに、次の備蓄品の配置場所15箇所について、現地調査を行った。

現地調査一覧

No.	配置場所	調査日
1	中央公民館	6月12日
2	長門市役所別館	6月13日
3	三隅支所	6月18日
4	日置支所	6月26日
	└日置中学校（屋内運動場）	7月10日
5	油谷保健福祉センター	6月26日
6	仙崎出張所	6月27日
7	俵山出張所	6月27日
	└俵山多目的交流広場（クラブハウス）	6月27日
8	通出張所	6月28日
9	向津具小学校（屋内運動場）	7月10日
10	向津具出張所	7月10日
11	開作備蓄倉庫	7月10日
12	仙崎小学校（屋内運動場）	7月17日
13	青海備蓄倉庫	7月17日
14	長門農業者トレーニングセンター	7月19日
15	大畑体育館	7月19日

II 監査の結果

第1 備蓄の概要

1 備蓄のあり方等について

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民は、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけることが重要である。このいわゆる家庭内備蓄について、地域防災計画では、家庭での2～3日分の食料、飲料水等の備蓄や、非常持出し品の準備を市民へ普及啓発することとしている。

同時に、大規模災害の発災直後には自己の備蓄品を活用できない被災者が発生するおそれがあり、また、流通在庫備蓄及び救援物資の到達までには数日を要することから、市町村は、指定避難所等で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水のほか、避難生活に必要な生活用品等の物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める必要がある。

地域防災計画においては、避難所の整備の一環として食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源等避難生活に必要な物資を備蓄するものとしている。

2 本市における公的備蓄について

本市では、上記のとおり流通備蓄及び救援物資の活用に至るまでの間に家庭内備蓄を補う必要不可欠なものとして、非常食、生活用品、衛生用品及び防災資機材等の公的備蓄を行っており、中でも指定緊急避難場所(以下「避難場所」という。)及び指定避難所において被災者に供給し又は避難生活に必要な物資については、令和2年に策定(令和6年9月一部改訂)した備蓄計画に基づき、計画的な整備に取り組んでいる。

今回の監査においては、公的備蓄物資のうち被災者に供給し又は避難生活に必要な物資を対象としている。

(1) 備蓄数量算定の根拠

備蓄計画では、令和2年の策定当初は、地域防災計画における最大の被害想定による避難者のうち、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ、物資の確保が困難な者(公的備蓄物資交付対象者)を1,577人、災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの間を2日と想定し、計画数量を算定していた。

令和6年9月の一部改訂により、日数を3日分に変更するなど算定方法の見直しにより、計画数量を変更した。

(2) 品目と想定数量

備蓄計画では、食料・飲料水、生活必需品、衛生用品について、公的備蓄物資交付対象者の年齢やアレルギー体質等に配慮した備蓄品目及び上記の想定に応じた備蓄数量を次のとおり定めている。

購入計画一覧

区分	品名	策定年月	計画数量	既存備蓄数	耐用年数	購入間隔	1回当たり購入数	計画数量到達年度	
非常食	アルファ米 (わかめ御飯)	R 2.11	4,000食	2,890	5年	毎年	800食	R7	
		R 6.9	6,500食	2,890	5年	毎年	1,300食	R11	
	アルファ米 (白粥)	R 2.11	3,000食		5年	毎年	600食	R7	
		R 6.9	5,000食		5年	毎年	1,000食	R11	
	米粉クッキー (ノンアレルギー)	R 2.11	2,000食	405	5年	毎年	400食	R7	
		R 6.9	3,200食	405	5年	毎年	640食	R11	
	粉ミルク (ノンアレルギー)	R 2.11	2缶		3年	毎年	2缶	R3	
		R 6.9	4缶		3年	毎年	4缶	R3	
	保存水	R 2.11	12,000本	3,262	5年	毎年	2,400本	R7	
		R 6.9	19,000本	3,262	5年	毎年	3,800本	R11	
	生活用品	毛布	R 2.11	1,500枚	388	-	毎年	150枚	R12
			R 6.9	1,600枚	388	-	毎年	150枚	R12
エアーマット		R 2.11	1,500枚		-	毎年	150枚	R12	
		R 6.9	1,600枚		-	毎年	120枚	R12	
タオル		R 2.11	1,500枚	40	-	毎年	150枚	R12	
		R 6.9	1,600枚	40	-	毎年	150枚	R12	
万能トイレ		R 2.11	9,000袋	4,570	-	毎年	500袋	R12	
		R 6.9	14,200袋	4,570	-	毎年	500袋	R12	
トイレトーパー		R 2.11	400巻		-	毎年	40巻	R12	
		R 6.9	710巻		-	毎年	40巻	R12	
紙おむつ (乳幼児用)		R 2.11	100枚	1,276	-			R2	
		R 6.9	710枚	1,276	-			R2	
紙おむつ (大人用)		R 2.11	100枚		-			R2	
		R 6.9	810枚		-			R2	
生理用品		R 2.11	1,200枚		-	毎年	120枚	R12	
		R 6.9	1,900枚		-	毎年	120枚	R12	
哺乳瓶		R 2.11	13個		-		13個	R3	
		R 6.9	20個		-		13個	R3	
衛生用品	アルコール消毒液	R 2.11	115個	120	5年	3年		R2	
		R 6.9	115個	120	5年	3年		R2	
	うがい薬	R 2.11	23個		3年	隔年	23個	R3	
		R 6.9	23個		3年	隔年	23個	R3	
	マスク	R 2.11	6,900枚	10,000	2年	毎年		R2	
		R 6.9	6,900枚	10,000	2年	毎年		R2	
	段ボールパテーション	R 2.11	100個	100	-			R2	
		R 6.9	100個	100	-			R2	
	段ボールベッド	R 2.11	100個	100	-			R2	
		R 6.9	100個	100	-			R2	
	簡易テント	R 2.11	300個	30	-	毎年	40個	R12	
		R 6.9	300個	30	-	毎年	40個	R12	
	簡易テント(着替え授乳用)	R 2.11	23個	0			23個	R3	
		R 6.9	23個	0			23個	R3	

※ 既存備蓄は地域福祉課(マスク以外)、健康増進課(マスク)所有(備蓄計画から引用)

※ R 6.9改訂時に数字が変更となった部分は背景色を付けている。

第2 監査の結果

今回の監査では、書類の調査や職員への聞き取りに併せて、備蓄品が保管されている配置場所の備蓄倉庫等について、現地調査を行った。

これらの結果について、監査の着眼点ごとに述べる。

1 備蓄計画に沿って備蓄品が確保されているか。

備蓄計画では、品目ごとに設定した到達年度までに計画数量を整備することとされている。

現地調査時点では、改訂前の令和2年11月策定の備蓄計画を基にすることとし、現地調査において、各配置場所に備蓄されている備蓄品の数量を確認したところ、備蓄計画に記載されている品目に係る配置場所全体の備蓄現数は次のとおりである。

購入計画と現数の対応表

区分	品目	計画数量	R2.11 既存 備蓄数	調査時点 【台帳】 備蓄数	調査時点 【現数】 備蓄数	単位	到達 年度	充足率 ※1
非常食	アルファ化米（ごはん）※2	4,000	2,890	2,437	2,642	個	R7	66.1%
	アルファ化米（粥）※3	3,000	0	600	1,203	個	R7	40.1%
	米粉クッキー（ノンアレルギー）	2,000	405	336	768	個	R7	38.4%
	粉ミルク（ノンアレルギー）	2	0	0	0	缶	R3	0.0%
	保存水（500ml/本で換算）	12,000	3,262	7,129	7,246	本	R7	60.4%
生活用品	毛布	1,500	388	501	791	枚	R12	52.7%
	エアーマット	1,500	0	862	859	枚	R12	57.3%
	タオル	1,500	40	190	790	枚	R12	52.7%
	万能トイレ ※4	9,000	4,570	4,200	5,548	袋	R12	61.6%
	トイレットペーパー	400	0	408	444	巻	R12	111.0%
	紙おむつ（乳幼児用）	100	1,276	1,128	1,128	枚	R2	1128.0%
	紙おむつ（大人用）	100	0	148	148	枚	R2	148.0%
	生理用品	1,200	0	330	1,830	枚	R12	152.5%
	哺乳瓶	13	0	70	70	個	R3	538.5%
衛生用品	アルコール消毒液	115	120	96	75	個	R2	65.2%
	うがい薬	23	0	23	23	個	R3	100.0%
	マスク	6,900	10,000	10,000	370	枚	R2	5.4%
	段ボールパーティション	100	100	111	101	個	R2	101.0%
	段ボールベッド	100	100	161	160	個	R2	160.0%
	簡易テント	300	30	110	136	張	R12	45.3%
	簡易テント（着替え、授乳用）	23	0	20	20	張	R3	87.0%

※1 充足率＝【現数】備蓄数／計画数量 により求めた数値

※2 計画では「アルファ米（わかめ御飯）」とされているが、わかめ御飯に限らずアルファ化米食品を計上。

※3 計画では「アルファ米（白粥）」とされているが、白粥に限らずアルファ化米（粥）食品を計上。

※4 袋状の製品であり、簡易トイレ、携帯トイレ等の名称のものも含む。

まず、非常食については、到達年度に達していない品目の充足率は 38.4% から 66.1% であり、アルファ化米（ごはん）及び保存水の充足率は、計画どおりに購入した場合の 3 年度経過時点の推測値である 60%（20%×3 年）を率としては超えているが、これは、調査時点での【現数】備蓄数に到達年度までに賞味期限に達するものを含んでいるためであり、到達年度までに賞味期限に達するものを除くと、計画上調査時点で備蓄しているべき数量を備えていない。

到達年度に達した粉ミルクは、令和 3 年度までの計画数量 2 缶に対し 0 缶と整備されていなかった。

次に、生活用品については、到達年度に達している品目は充足率が 100% を超えており、到達年度に達していない品目は、充足率が 100% を超えたもの以外も順調に整備が進められていた。

最後に、衛生用品については、到達年度に達している品目は、マスク（5.4%）、アルコール消毒液（65.2%）及び簡易テント（着替え、授乳用）（87.0%）以外は 100% を超えており、マスクは、計画数量 6,900 枚に対し計画策定時における既存備蓄数が 10,000 枚と充足率が 100% を超えていたが、新型コロナウイルス感染症等対策としての使用により 5.4% となっていた。到達年度に達していない品目は順調に整備が進められていた。

このほか、備蓄計画に記載されているもの以外の備蓄品も多く備蓄されており、非常食では、備蓄用パン 600 個、ビスケット 314 個、防災ゼリー・防災ようかん計 500 個などが、生活用品では携帯用アルミ毛布 338 個などが備蓄されていた。

2 台帳等の整備及び数量の管理（台帳との整合性）は適正に行われているか。

（1）台帳等の整備

備蓄品の台帳等については、防災危機管理課が「物資調達・輸送調整等支援システム」により管理している。システムは項目、品名のほか在庫数、賞味期限、入出庫などが記録可能であり、現状を常に把握できるようになっている。

ただし、防災危機管理課調達分と地域福祉課調達分とが別に管理されており台帳に入力されていないものもあるため、備蓄品全体を一元的に把握することができていない。

台帳による大項目別の備蓄品の管理状況

	大項目						
	食料	飲料	衣類	電化製品	生活用品	避難所備品・応急用品	燃料
長門市役所別館	有	有	有	有	有	有	-
開作備蓄倉庫	有	有	-	-	有	有	-
青海備蓄倉庫	有	有	-	-	有	有	-
中央公民館	有	有	-	-	有	-	-
長門農業者トレーニングセンター	有	有	-	-	有	有	有
大畑体育館	有	有	-	-	有	有	有
通出張所	有	有	-	-	有	有	-
仙崎出張所	-	有	-	-	有	有	有
仙崎小学校（屋内運動場）	有	有	-	-	有	有	-
俵山出張所	有	-	-	-	有	有	-
三隅支所	有	有	-	-	有	有	-
日置支所	有	有	-	-	有	有	-
油谷保健福祉センター	有	有	-	-	有	有	-
向津具出張所	有	有	-	-	有	有	-
向津具小学校（屋内運動場）	有	有	-	-	有	有	-

台帳（在庫一覧表 例：三隅支所）

No.	大項目	中項目	小項目	商品名等	商品総数	入数単位	入庫日	消費期限
1	食料	主食類（米・パン等）	アルファ化米	赤飯	50	個	2020/10/01	2025/10/01
2	食料	主食類（米・パン等）	菓子パン	クランベリーチョコ	48	個	2020/10/01	2025/10/01
3	食料	菓子類	菓子類	ミルクビスケット	24	個	2020/06/01	2025/06/01
4	飲料	飲料	飲料（500ml）	保存水	48	本	2020/06/01	2025/06/01
5	生活用品	寝具・タオル	マットレス	エアマット	13	枚	2020/06/01	
6	生活用品	寝具・タオル	毛布	災害用毛布	10	枚	2020/06/01	
7	生活用品	寝具・タオル	段ボールベッド	段ボールベッド	20	セット	2020/06/01	
8	生活用品	寝具・タオル	段ボールベッド（間仕切り）	パーティション	20	枚	2020/10/01	
9	避難所備品・応急用品	設備品	テント	二人用テント	3	張	2020/10/01	

入出庫の記録については、入庫日、入庫数の記録はあるが、使用時等の出庫記録はなく、在庫数は定期的な在庫確認により把握されているため、台帳からは、避難場所開設時の交付等や処分により出庫した日付と個数の情報が把握できない。

台帳登録状況については、非常食の賞味期限（台帳上は「消費期限」と表記）が記載されていないもの、商品名等の記載が同じ商品で統一されていないもの、項目名や商品名等と備蓄計画における区分や品名との整合性がとれていないものがあった。

(2) 数量の管理（台帳との整合性）

個数の定期確認については、毎年度1回程度、防災危機管理課職員が配置場所に出向いて個数確認を行っている。

ただし、現地調査の結果、全ての配置場所においてシステムによる台帳の数量と実際の数量とが合致していなかった。

合致していない状況を分類すると、次の4つの類型に大別される。

① 台帳の数量より実際の数量が少なかった。（②を除く。）

これは、使用又は処分した備蓄品の減が台帳に反映されておらず、また補充もされていないことによるものである。

② 台帳の数量より実際の数量が少なく、不足分は他の配置場所に保管されていた。

これは、台帳に記載された配置場所とは異なる場所に移動した際の移動に伴う出庫が記録されていないことによるものである。

③ 台帳の数量より実際の数量が多かった。

これは、台帳において入庫の記録がされていないことによるものである。（②の移動先での増加を含む。）

④ 台帳に登録されていない品目の備蓄品が備蓄されていた。

これは、入庫したにもかかわらず台帳に記録されていない、地域福祉課の調達により備蓄された毛布や食料等が別に管理され台帳に記録されていないなど、入庫の記録がされていないことによるものである。

3 備蓄品の機能、品質は確保されているか。

(1) 賞味期限の管理

非常食（食料、飲料水）の賞味期限の管理については、現地調査の結果、概ね適切に管理されていると認められたが、一部において、不十分な事例が見受けられた。

- ・ 1箇所では賞味期限を過ぎた食料が備蓄されていた。
- ・ 1箇所では賞味期限を過ぎた食料を引き上げた後、補充されていなかった。
- ・ 台帳記載の賞味期限と備蓄品に記載されている賞味期限とが異なるものがあった。

工夫されている点としては、賞味期限を過ぎた飲料水を、飲用ではない雑用水として活用するため、賞味期限内の飲料水と区別して保管している配置場所があった。（5箇所）

(2) 賞味期限を過ぎた非常食の活用等

賞味期限を過ぎた非常食については廃棄処分、別用途での使用(飲料水)、あるいは期限が近づいた時点で有効活用が行われている。具体的には、防災訓練や防災講座等の参加者に賞味期限まで3カ月程度となった米粉クッキー、ミルクビスケット、アルファ化米等を提供したり、水道管の凍結により小学校の水道が使用できない時に手洗い用として賞味期限切れの飲料水を提供したりしたものである。

ただし、台帳においては出庫の記録がされていないため、いつ何を活用又は処分したかの履歴が残っていなかった。

(3) 備蓄品(非常食以外)の維持管理

現地調査の結果、概ね適切に維持管理されていると認められた。確認された事項については次のとおりである。

- ・発電機等の維持管理については、定期的に起動することを確認している配置場所と、確認を行っていない配置場所があった。発電機については、現地調査時に確認したところ起動しないものはなかった。
- ・発電機には防災危機管理課作成のマニュアルが添えられていた。
- ・組み立てて使用する段ボールベッド及び段ボールパーティションについては、使用されたことが数回しかなく、組立てに時間と体力を要することから、段ボールベッドの代わりに和室や置き畳などを提供している避難場所もあった。
- ・段ボールベッド及び段ボールパーティションにはメーカー作成の組立説明書が添付されていた。

4 配置場所は適切か。

(1) 配置場所

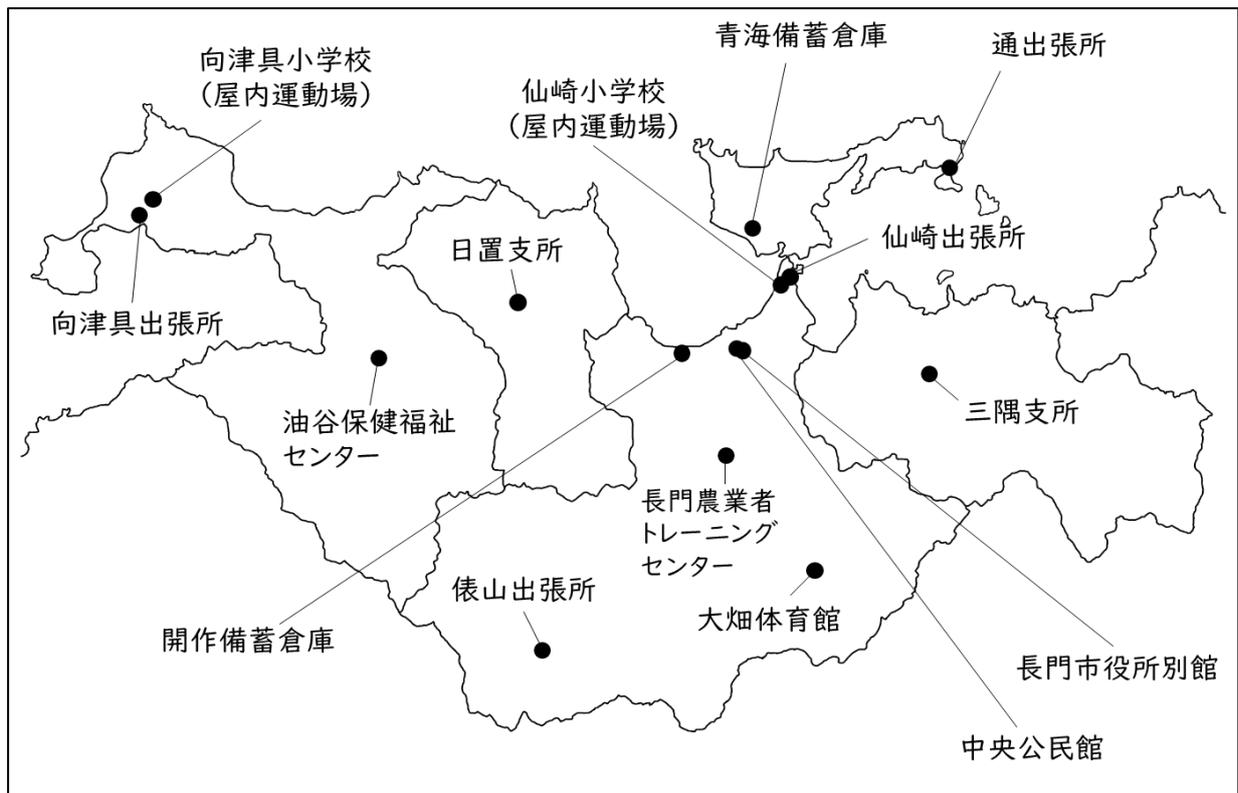
備蓄品は、本庁及び支所管内の地区別(長門地区、三隅地区、日置地区、油谷地区)に、それぞれ以下の配置場所(15箇所)にて分散して備蓄している。

配置場所15箇所のうち、長門地区10箇所、三隅地区1箇所、日置地区1箇所、油谷地区3箇所で全地区に配置されている。

配置場所一覧

地区	配置場所	R5に開設した避難場所
長門地区	長門市役所別館	避難場所ではない
	開作備蓄倉庫	避難場所ではない
	青海備蓄倉庫	避難場所ではない
	中央公民館	○
	長門農業者トレーニングセンター	○
	大畑体育館	○
	通出張所	○（通公民館に開設）
	仙崎出張所	○（仙崎公民館に開設）
	仙崎小学校（屋内運動場）	開設していない
	俵山出張所	開設していない（俵山公民館） 近くにある俵山多目的交流広場クラブハウスに開設
三隅地区	三隅支所	○（三隅保健センターに開設）
日置地区	日置支所	○（日置保健センターに開設）
油谷地区	油谷保健福祉センター	○
	向津具出張所	避難場所ではない
	向津具小学校（屋内運動場）	○

配置場所位置図（長門市全体図）



(2) 配置場所の選定について

配置場所は、長門市役所別館、開作、青海の備蓄倉庫を除き、避難場所に指定されている建物が選定されていた。（三隅支所と三隅保健センター、日置支所と日置保健センター、出張所と公民館等の同一建物については同じ場

所とみなす。)

ただし、全避難場所 61 箇所のうち、近年の災害時等に開設することの多い避難場所は 10 箇所であるが、そのうち俵山多目的交流広場クラブハウスは配置場所とされていないので、最寄りの配置場所である俵山出張所から一部の備蓄品を運んで仮置きしている状況であり、避難場所開設時に不足すれば俵山出張所等から運搬する対応となっていた。

このほか、日置支所所管の備蓄品の一部が日置中学校屋内運動場に移されていた。

5 配置場所での保管状況は適切か。

(1) 保管場所について

配置場所内での保管場所については、配置場所を所管する部署に委ねられており、保管形態は主に次の 5 つである。なお、配置場所内で複数の保管場所に分けて保管している場合がある。

- ① 建物全体を備蓄倉庫として使用
：開作備蓄倉庫、青海備蓄倉庫
- ② 屋内倉庫・保管棚・空き部屋を使用
：長門市役所別館、中央公民館、長門農業者トレーニングセンター、通出張所、仙崎出張所、俵山出張所、日置支所、油谷保健福祉センター、向津具出張所
- ③ 屋外倉庫
：油谷保健福祉センター
- ④ 体育館や学校施設の空きスペースを使用
：大畑体育館、仙崎小学校、日置支所、向津具小学校
- ⑤ 避難場所となる会議室・和室等の一角・押入れ
：俵山出張所、三隅支所、日置支所、油谷保健福祉センター

(2) 保管場所での管理状況について

現地調査の結果、確認された事項については次のとおりである。なお、複数の保管場所に分けて保管している場合があるため合計が 15 とならない。

- ・保管場所での保管方法についても配置場所を所管する部署に委ねられており、床又は畳敷きに段ボール箱を積み重ねて置いている場所 (14 箇所)、棚又は押入れに収めている場所 (7 箇所)、枕木や台などの上に段ボール箱を配置している場所 (2 箇所) に大別される。段ボールベッドや段ボールパーティションなどは床に直置きしているものの、非常食については棚や台の上に置くという配慮がされている場所もあった。

- ・長門市役所別館を含む備蓄倉庫では保管数量が多く、段ボール箱を積み上げて保管しており、品目ごとの表示もされていないため、保管場所内で何がどこに保管されているのかわかりにくく、また取り出しにくい状況であった。

(3) 衛生管理状況について

現地調査の結果、確認された事項については次のとおりである。

- ・保管場所の全般的な衛生状態については、開作備蓄倉庫及び青海備蓄倉庫については、常時無人の建物であり、また土足で入る場所に直置きされているため、湿度、温度、通風、防虫防鼠等の面で懸念があった。
- ・開作備蓄倉庫及び青海備蓄倉庫を除く 13 箇所については、屋内で人の出入りのある施設であり、いずれも特段の懸念事項はなかった。
- ・防虫対策については、建物のどこに保管しているかによって建物の防虫対策が及んでいる場所と及んでいない場所があり、保管場所独自の防虫防鼠対策を実施している場所はなかった。

(4) 他の物品との区別・表示について

現地調査の結果、確認された事項については次のとおりである。

- ・他の物品と同じ部屋に保管されている場所が 10 箇所、別の部屋に保管されている場所が 5 箇所であった。
- ・他の物品と同じ部屋に保管されている場所では、エリアを分けて備蓄品が他の物品と混在しないような工夫がされており、また避難場所担当職員間で保管場所の情報共有が図られているものの、一見して備蓄品であるとわかるような表示がされているところは少なかった。



監査委員による聴取



開作備蓄倉庫における保管状況

Ⅲ 監査意見

第1 個別意見

本市の災害用備蓄品の整備及び管理について、対象部署から提出された調査票を確認した結果と現地調査の結果を述べてきたところであるが、全般的に検討すべき事項について意見を付すこととする。

監査の結果、留意改善すべき点が認められたところであることから、今一度、地域防災計画や備蓄計画等を踏まえ、今後の事務執行において適切に対応されたい。

1 備蓄計画に沿って備蓄品が確保されているか。

令和2年11月に策定した備蓄計画では、非常食、生活用品、衛生用品のすべてにおいて計画数量を設定し到達年度までに整備することとされており、今年度で4年目となっている。

まず、非常食については、当初の購入計画に沿った購入が行われていなかった。令和6年9月に一部改訂した備蓄計画では、粉ミルク以外は令和7年度から令和11年度までの計画となっているため、着実に整備を進められ、全ての品目で計画数量を達成するよう努められたい。

到達年度に達した粉ミルクについては、計画数量2缶に対し0缶と整備されていなかったため、備蓄計画に基づき、着実に整備を進められたい。

次に、生活用品については、到達年度に達した品目の充足率は全て100%を超えており、到達年度に達していない品目も順調に整備が進められているため、引き続き備蓄計画に基づいて着実に整備を進められたい。

最後に、衛生用品については、到達年度に達した品目で充足率が100%に達していないものについては、備蓄計画に基づき、着実に整備を進められたい。到達年度に達していない簡易テントについては、順調に整備が進められているため、引き続き備蓄計画に基づいて着実に整備を進められたい。

また、備蓄計画に記載されているもの以外の備蓄品も多く備蓄されているため、次回改訂時には、備蓄品に該当するものは全て備蓄計画に反映するよう努められたい。

2 台帳等の整備及び数量の管理（台帳との整合性）は適正に行われているか。

(1) 台帳等の整備

備蓄品の台帳等については、防災危機管理課がシステムにより管理しているが、使用時等の出庫記録がなく、在庫数は定期的な在庫確認により更新さ

れ、一部の非常食では賞味期限が記載されていなかった。また、在庫数の把握については、防災危機管理課調達分と地域福祉課調達分とが別に管理されており台帳に入力されていないものもあった。

備蓄品の台帳等については、市全体の備蓄品をシステムで一括管理し、入出庫時にはシステムに必要な情報を記録することで、適正な台帳等の整備に努められたい。

(2) 数量の管理（台帳との整合性）

個数の定期確認については、毎年度1回程度、防災危機管理課職員が配置場所に出向いて個数確認を行っているが、全ての配置場所において、システムによる台帳の数量と実際の数量とが合致していなかった。合致していない理由は、システムに入出庫の記録が正確にされていないことや使用又は処分後の補充がされていないことによるものである。

備蓄品の数量の管理については、市全体の備蓄品をシステムで一括管理し、入出庫時や定期的な棚卸しの際に即時に正確な数量を把握し、システムに反映することで、適正な数量管理に努められたい。数量の把握や反映に当たっては、デジタル技術等を活用して防災危機管理課のみならず地域福祉課や備蓄品管理を行う支所・出張所と台帳の情報共有を図るなど、効率的かつ効果的な方法を検討されたい。

3 備蓄品の機能、品質は確保されているか

(1) 賞味期限の管理

非常食の賞味期限の管理については、賞味期限を過ぎた食料を備蓄している事例、賞味期限を過ぎた食料を引き上げた後、補充されていない事例、台帳記載の賞味期限と備蓄品記載の賞味期限とが異なる事例があった。

非常食については、災害時における避難者への供給を行うことから、各品目の賞味期限を正確に把握し、システムへの反映や定期的な棚卸しにより、正確な賞味期限の管理を徹底されたい。

(2) 賞味期限を過ぎた非常食の活用等

賞味期限を過ぎた非常食や賞味期限が近づいた非常食で有効活用したものについて、台帳においては出庫の記録がされていないため、いつ何を活用又は処分したかの履歴が残っていなかった。

賞味期限を過ぎた非常食については、引き続き有効活用を努めるとともに、出庫の内容を正確に把握し台帳に記録することで、賞味期限の適正な管理に努められたい。

(3) 備蓄品（非常食以外）の維持管理

発電機等の維持管理については、定期的に起動することを確認していない配置場所があった。

災害時には避難場所において電気の供給が必要となるため、定期的に、非常用電源となる発電機等の起動により、電気機器等を接続して使用できるかを確認されたい。

段ボールベッド及び段ボールパーティションについては、使用頻度が低く、組み立てに時間と体力を要することから、定期的に研修等で組み立てることを検討されたい。

4 配置場所は適切か。

配置場所については、全地区に配置されており、長門市役所別館を含む備蓄倉庫以外は避難場所に指定されている建物が選定されていることから、避難者へスムーズに供給できる体制が整っていると考えられる。

ただし、災害によっては配置場所に保管されている備蓄品の在庫が無くなる可能性もあり、配置場所と離れている避難場所もあることから、分散備蓄の強化に当たっては、どこに備蓄するのが最も適切なのか、避難場所及び指定避難所となる施設との距離等も勘案し、配置場所の施設管理者等と協議の上検討されたい。

5 配置場所での保管状況は適切か。

備蓄品の保管状況について、床又は畳敷きに段ボール箱を積み重ねて置いている場所が多くあり、特に、別館を含む備蓄倉庫では保管数量が多く、段ボール箱を積み上げて保管され、品目ごとの表示もされていないため、何がどこに保管されているのかわかりにくく、また取り出しにくい状況であった。また、他の物品と同じ部屋に保管されている配置場所では、一見して備蓄品であるとわかるような表示がされているところは少なかった。

備蓄品の衛生状態について、開作備蓄倉庫及び青海備蓄倉庫については、湿度、温度、通風、防虫防鼠等の面で懸念があった。

災害時には、安全かつ速やかに備蓄品を搬出し、避難者へ供給できるよう、安全面や衛生面等を十分に配慮し、適切な管理に努められたい。

第2 総括意見

本市は災害の少ない市ではあるものの、災害は想定外の時期や規模で発生するおそれがあり、いつ災害への対応を迫られるか予測ができない。

今回の行政監査は、近年、全国各地で地震や集中豪雨等の自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしていることから、災害が発生した直後の避難所における備蓄品の供給は、極めて重要なことであるため、本市における災害用備蓄品の整備や管理状況について、調査・検証することにより、防災行政の効果的かつ効率的な運用に資することを目的として実施した。

監査の結果、留意改善及び検討されたいことは、個別意見で述べたとおりであり、今後の事務執行において適切に対応されたい。

災害が発生した場合、必要な備蓄品を確実に避難者へ供給することができるよう、備蓄計画に基づき、品目ごとに設定した到達年度までに計画数量の整備を進められるとともに、防災危機管理課が主導して、地域福祉課調達の備蓄品とあわせた正確な出入庫記録、賞味期限の管理や数量の定期確認など一元的な管理体制を構築し、適切な備蓄品整備及び管理を望むものである。